

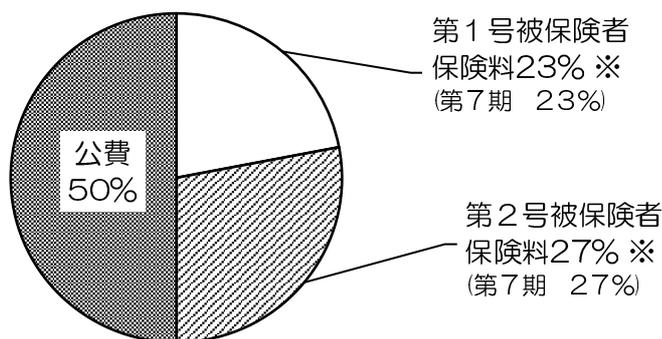
第8期介護保険事業計画期間における介護保険料設定案

1 保険料設定の基本的な考え方

介護保険法では、介護サービス費のうち、利用者負担分を除いた費用の総額を、公費(国、県、市)と被保険者(第1号、第2号)の保険料で負担するよう定められています。

市は、3年を一期とする介護保険事業計画において、必要となる給付費を見込み、保険料基準額を定めます。

第8期における介護給付費の財源構成



※参照：R2.7.31 全国介護保険担当課長会議資料より

2 国の示す第8期介護保険料にかかる基準所得金額及び所得段階について

※令和2年11月30日発出各都道府県介護保険担当課(室)宛て厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡「第8期計画期間における第1号保険料算定に必要な諸係数について」より

第8期における保険料設定にあたり、国は次のように示しています。

(1) 基準所得金額

第6段階から第9段階までを区分する基準所得金額は以下のとおり設定されています。

○基準所得金額

- ・ 第6段階と第7段階を区分する基準所得金額 120万円(第7期 120万円)
- ・ 第7段階と第8段階を区分する基準所得金額 210万円(第7期 200万円)
- ・ 第8段階と第9段階を区分する基準所得金額 320万円(第7期 300万円)

(2) 標準所得段階の設定

保険料の所得段階設定は、第6期と同じ9段階で設定されています。

なお、本日時点で、市民税課税層の更なる多段階化や、各段階の乗率については、これまでと同様に各保険者の裁量により設定を可能とすることが介護保険法施行令で定められています。

※低所得者対策について…現時点では、第8期計画期間中における国の軽減措置に関する情報は出されておられません。

3 小野市の第8期計画期間中における保険料設定の基本的な考え方

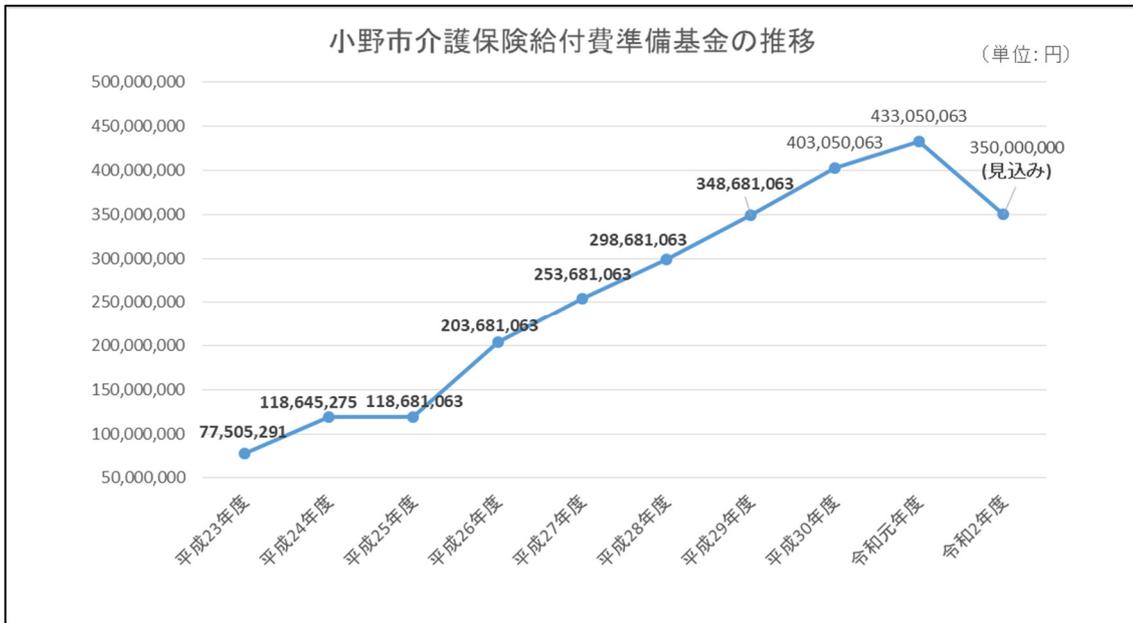
(1) 現行(第7期)の保険料基準月額(第5段階)・・・5,500円

【介護保険料(基準月額)の推移】

	第1期 (12~14年度)	第2期 (15~17年度)	第3期 (18~20年度)	第4期 (21~23年度)	第5期 (24~26年度)	第6期 (27~29年度)	第7期 (30~R2年度)
小野市	2,700円	3,100円	4,000円	4,000円	5,100円	5,300円	5,500円
兵庫県平均	2,903円	3,310円	4,306円	4,312円	4,982円	5,440円	5,895円
全国平均	2,911円	3,293円	4,090円	4,160円	4,972円	5,514円	5,869円

(2) 基金の推移

【介護給付費準備基金の状況】



(3) 第8期における保険料基準月額シミュレーション結果(R2.12.8現在)

「見える化システム」で、第8期における保険料基準月額のシミュレーションを行いました。

		保険料 基準月額	基金残高 (R5年度末)
1	基金取崩しなし	6,214円	350,000,000円
2	2.5億円取崩(第7期同額)	5,710円	100,000,000円
3	基金全て取崩	5,509円	0円

なお、上記シミュレーション値には、第8期における報酬単価が未反映です。
報酬単価反映後にシミュレーション値が変動する可能性があります。

4 小野市における各所得段階及び各所得段階における基準所得金額について

<事務局（案）>

- ・第1段階から第8段階までは、国の示す標準段階及び基準所得金額等に合わせる。
- ・第9段階以上については、第7期に引き続き市独自の段階（第10・11段階）を設定する。

第8期事業計画：令和3～令和5年度		
所得段階	保険料率	対象者
第1段階	0.45	●生活保護を受給している人 ●世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人
第2段階	0.75	●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人
第3段階	0.75	●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超えている人
第4段階	0.90	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人
第5段階	1.00	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超えている人
第6段階	1.20	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人
第7段階	1.30	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上 210 万円未満の人
第8段階	1.50	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人
第9段階	1.70	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上400万円未満の人
第10段階	1.80	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人
第11段階	2.00	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人

※下線部分は、国の示す基準所得金額を反映している

※【参考】令和元～令和2年度は消費増税に伴う国の軽減措置により、低所得層(第1～3段階)の保険料率が軽減となった。<令和2年度保険料率>第1段階：0.3、第2段階：0.5、第3段階：0.7

<事務局（案）の設定理由>

事務局案としては、以下の理由から現行の所得段階数を維持したいと考えます。

- ①所得段階については、第6期において既に国の標準9段階に加え、小野市独自の段階を設定し、高所得層から相応の負担を求めている。
- ②第10・11段階の高所得者層は3.3%（令和2年度実績）にとどまっていることから、これより上の段階を追加しても保険料歳入額への効果が薄い。

（参考：これまでの経緯）

【第4期計画】第7段階を設け、「本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の被保険者」については、保険料率を「基準額×1.75」とした。

【第5期計画】「本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の被保険者」を対象に保険料率「基準額×2.0」とする保険料段階を設定。

【第6期計画】所得の高い方には相応の負担を求める観点から、国の標準9段階に加え市独自段階として10、11段階を追加設定。

【第7期計画】第6期計画を継承。

<所得段階別被保険者数見込み>

所得段階	基準額に 対する 割合	R3年度		R4年度		R5年度	
		被保険者数	構成 比率	被保険者数	構成 比率	被保険者数	構成 比率
第1段階	0.45	1,857人	13.4%	1,864人	13.4%	1,868人	13.4%
第2段階	0.75	1,220人	8.8%	1,224人	8.8%	1,227人	8.8%
第3段階	0.75	1,053人	7.6%	1,057人	7.6%	1,060人	7.6%
第4段階	0.90	1,636人	11.8%	1,641人	11.8%	1,646人	11.8%
第5段階	1.00	2,148人	15.5%	2,156人	15.5%	2,162人	15.5%
第6段階	1.20	2,537人	18.3%	2,545人	18.3%	2,552人	18.3%
第7段階	1.30	1,816人	13.1%	1,822人	13.1%	1,827人	13.1%
第8段階	1.50	859人	6.2%	862人	6.2%	865人	6.2%
第9段階	1.70	272人	2.0%	273人	2.0%	274人	2.0%
第10段階	1.80	250人	1.8%	251人	1.8%	251人	1.8%
第11段階	2.00	213人	1.5%	213人	1.5%	214人	1.5%
計		13,861人	100%	13,908人	100%	13,946人	100%

5 市独自減免制度の継続

第7期中でも設定のあった生活困窮者等に対する市独自の介護保険料減免制度について、第8期においても継続実施するかどうかを検討する必要があります。

事務局案としては、生活困窮者の減免制度の利用実績や納付勧奨効果を考慮すると、第8期においても市独自の減免制度を継続させる必要性があると考えます。

【市独自減免制度】(案)

減免対象者	現行の減免基準	減免内容	
		現行(第7期)	改正案(第8期)
<ul style="list-style-type: none"> ●世帯全員が市民税非課税者で老齢福祉年金受給者 ●生活保護受給者 ●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年の年間世帯収入金額が60万円以下(世帯員が2人目から1人増すごとに1人につき20万円を加算する。) ・課税者に扶養されていないこと等 	<p>【第1段階】 保険料の2分の1を減額 (基準額×0.25相当額まで軽減)</p>	現行維持
<ul style="list-style-type: none"> ●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年の年間世帯収入金額が90万円以下(世帯員が2人目から1人増すごとに1人につき45万円を加算する。) ・課税者に扶養されていないこと等 	<p>【第2段階】 保険料の3分の1を減額 (基準額×0.55相当額まで軽減)</p>	現行維持
<ul style="list-style-type: none"> ●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超えている人 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年の年間世帯収入金額が2人世帯で165万円以下(世帯員が3人以上の場合は、3人目から1人増すごと45万円を加算する。) ・課税者の扶養されていないこと等 	<p>【第3段階】 保険料の3分の1を減額 (基準額×0.55相当額まで軽減)</p>	現行維持